

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十七条第一項の規定に基づき、奈良県に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設のうち、天理県営住宅、橿原県営住宅、坊城県営住宅及び纏向県営住宅は、平成二十二年三月三十一日で管理を終了するものとする。

平成二十二年三月三十一日

奈良県住宅供給公社理事長 橋本弘隆